_
0
記
āC
λ
人方法およ
力
法
14
お
H
6
びば
沃
洲
が付
#
音
硩
A-F
)添付書類等
につ
-
つ
いては
٠.
て
1+
14
Dil.
冽
紙
1124
O)
_
記
7
、別紙の「記入上のご?
上
_
U
_
5
汪
音
/ □\
_
を
حـ
確
確認して
ПÜ
し
7
_
<
+8
に
\pm
てください。
い
0

				健原	康保	険	傷症	手	当金	支	給目	詞	書	()	第]目)					
		被保険者証 の	記号						皮 保 P	首) の													
		記号と番号	番号					氏	に名・生年	∓月日 —	3	昭	和 ·	平成	<u> </u>		年	月		日			
	_	被 保 険 者 (申請者) の 住 所	(∓		-)									TE ※日			, 、 る電話番 ^号) 号を記入	してくださ	<i>د</i> ۱.
		事業所の名 称	o o												たの仕事の内容 具体的に)								
Z _		傷 病 名						8 発 9 負 (ま た 年 月 I		平成 令和		年	月	ļ	日頃		
		療養の為休ん			症:	大:																	
呆		傷病の状態	を詳	しく		i から 示等	:																
负		疾病または負 するため休			令和			年		月			日	から			日間						
ļ		(申請;	期間)		令和			年		月			日	まで									
1		傷病の原因につ	* 父週事故、 第二者行為による楊病については中請則に氷債課にご連絡へたる																				
ŊŸ.		または「障害手 <u>)</u> について								中(年 月頃申請) 🗌 未請求					*「障害厚生年金」「障害手当金」を受給した場合は「年金証書(写)」と 「年金振込通知書(写)」等を添付してください。関連の疾病で受給されて る場合、傷病手当金との調整対象になります。								
(•	上記⑫で「受糸 場合の受給の 基 礎 年 金 番	要因とな	つた修	傷病名)	及び	傷 病 名									<u>基</u>	礎年金都	号		年:	金額((年額)	円
7	14)	上記⑩の申請期 または今後受け	別間に報	酬を受	けました	たか。		はい		(1)	-		答えた場 の報酬				令和 令和		年 年	月 月		∃から ∃まで	
,		み) 老 齢 年 金 に	 					いいえ		左記⑩			なる) 期 ¹ 」「請す			基	<u>【報酬</u> 額 礎年金額			年	金額(<u>円</u> 年額)	
`[<u> </u>	ついて(資格 喪失者のみ)		受給「	+ П	請求	中□	未請求		中」とされた場合の基礎年 金番号・年金額について													円
5	18				銀行金庫							支 出强	店						令和	年	月	日提	出、
	振込	〔金融機	関コード		亚/阜)		(<i>F</i>	古番号		шл)						/ (f	受付建康保険			\
5 I	希 望	預金種別]座番	i 号		フリガ	ĵታ			<u> </u>	<u>:</u>		ł									
	口 座	□普通□当座					口座名	名義															
-		付金に関する受記の委任状へ記				(申請	青者名義	以外の	口座に振	込を希	望する)場	合は、										
-		私は下記の者																					
(19	□ その	他の受命			יד נ. ו דוי		レエノ	. (1907)	107(16	· 1 · 5 · 1	())											
3	委	他保険石 (申請者)	:所 :名											┨,									
	任		√ □ (〒)	TEL	()			$\ \ $	〔備考)							
;	44	受取代理人代 住所					*		終が取れる		号を記り	入して	ください。	П									
l		/\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	フリガナ											11									
		情 氏名																					
		食労務士の 行者の印												וֹן	備考欄	へ記	入してくだる	さい。(マ	アイナンバ	ンバーにより ーを記載し 書類が必要	た場合	は、個人	`

傷病手当金支給申請書

(2枚一組での申請になります。)

◎第1回目の申請については、その期間にかかる出勤簿(写)、及び賃金台帳(写)を添付してください。[2回目以降であっても、一部でも報酬の支払があるとき、また申請期間が継続していない場合は添付してください。]

2枚目

	② 労務に服さな	令和	年	月	日から		●給与締日と支払日を記	入してください			
	かった期間		年	月	日まで	日間	海 払	(当月・翌月)			
	② 上記の期間に対	 して、	□ はい	→ (※下記にア	 勺訳を記入してく			日			
事	賃金を支給しまし	た(します)か ´					〔備考〕該当するものを〇で				
業	報酬の名称			合対象期間		支給額	■復職状況: 未復職 / 復	職〔 月 日〕			
主が		月	日 ~	月 日		円	●社会保険料: 被保険者より	徴収 / 事業主が負担			
証		月	日 ~	月 日		円	●通勤手当:1か月/3か月 「	/6か月/実費/なし 円〕			
明		月	日 ~	月 日		円	- ※通勤手当を精算されている ¹				
す		月	日 ~	月 日		円	添付する賃金台帳(写)に記				
る	支給・控除額の算	出式									
۷	② 上記のとおり相	違ないことを証明	ります。	証明日	令和 年						
ころ	所 在 地			72 /3	1514	73 -					
٦	<i>b</i> 7 11-						担当者氏名				
	名 称										
	事業主氏名						TEL ()			
								_ 			
	② 患者氏名					② 発病または 負傷の年月日	平成·令和 年 月	□ 発病 日 □ 負傷			
	65	(1)									
	② 傷病名	(1)				②6 療養の給付	(1) 平成·令和 年 	月 日			
	※(1)から労務不能と	(2)				開始年月日	(2) 平成·令和 年	月 日			
療	認めた主たる病名を 記入して下さい。	(3)				(貴院での初診日)	(3) 平成·令和 年	月 日			
養	27) 415					28)					
を	労務不能と 認めた期間		年 月年 月	日から	日間	ご 発病または					
担				日まで		負傷の原因					
当	② ②の期間中 の入院期間		年 月年 月	日から 日まで	日間 入院	療養費用の別 転 帰	□健保 □自費 □公費(□治癒 □繰越 □	() □その他 中止 □転医			
υ •	30	י ביין	+ /3				7 18 19 20 21 22 23 24 25				
た	診療実日数(入院と通院の合計)	H I	診療日を○で 囲んで下さい	月 1234	5 6 7 8 9 10 1	1 12 13 14 15 16 17	7 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
医		Ľ	470 C CV	月 1234	5 6 7 8 9 10 1	1 12 13 14 15 16 17	7 18 19 20 21 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31			
師	③〕 ・②の期間中に	おける「主たる症	状及び経過」	「治療内容、検査	査結果、療養指	導」等 (詳しく)	手術年月日 令和	年 月 日			
が							退院年月日 令和	年 月 日			
意											
見											
を	・症状経過から	みて従来の職種に	ついて労務不信	能と認められた医学	学的か所目						
記	近小小生运力 Ju	ノてルンベッパルが主に	- 201 (2)30 11		ם כור ואינים						
入											
すー											
る.		5 + + /+ T \	+C+=++++	□昭和 □平成				5			
ح	② 人工透析を実が 人工臓器を装着		析を実施または 器を装着した日		日日の種	器等 □人工肛門 類 □心臓ペースメ	□ □ 人工関節 □ 人工骨頭 「ーカー □ 人工透析 □ 同	も その他 ()			
2	③ 上記のとおり相:	違ありません。						月 日			
3	*②の労務不能と認めた期間以降に証明をしてください。 医療機関の所在地										
	医療機関の名称										
	医師の氏						TEL ()			
	E- DF V/ D()	ı						,			

*療養を担当した医師の方へのお願い

- ・ご記入いただいた内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と医師の氏名(サイン)をご記入ください。
- ・ ③は詳しく記入してください。
- ・③医療機関の所在地・名称が手書きの場合、確認させていただいております。

記入上のご注意

傷病手当金は被保険者が業務外の病気やケガで療養のため仕事を休み、

その間給与等が支払われないとき、被保険者の生活費を保障するための保険給付になりますので、

給与の締日に合わせ 1 か月毎に申請してください。

傷病手当金支給申請書提出後、健康保険法に基づいた審査等のため支給決定までに時間がかかる場合があります。(その他の書類を提出していただくこともあります。)

共通事項

- 記入した内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と**各記入者の氏名(サイン)**を 記入してください。
- ⑩、②、②及び②の期間の計算は、両端を入れて間違いなく計算してください。
 例えば6月13日から6月19日までは、7日間となります。

被保険者の方へ

- ①記号・番号は保険証に記載されています。 ただし、申請期間が喪失後もしくは任意継続取得後の場合は在職時の記号・番号を記入してください。
- ⑥お仕事の内容は、事務員などではなく、「経理担当事務」「プログラマー」など具体的に記入してください。 (退職後の期間を申請される方は、在職時のお仕事の内容を記入してください。)
- ⑪傷病の原因が第三者の行為によるものであるときは、別に「第三者行為による傷病届」が必要となります。 申請前に当組合求償課までご連絡ください。

また、労災に該当する傷病については申請できません。ただし、休業補償給付の額が傷病手当金の額より低いときは、その差額が支給されます。

【添付書類】

初回の申請で、申請期間が 当組合資格取得日から1年未満 の方(新卒者除く)	① 取得接近調査書② 傷病手当金同意書
障害厚生年金、障害手当金 の給付を受けている方 [①又は②、及び③、④を添付]	① 厚生年金保険障害年金証書の写し(障害厚生年金受給の場合) ② 障害手当金決定通知書の写し(障害手当金受給の場合) 又は、これに準ずる書類の写し ③ 給付額と支給開始年月を証明する書類の写し ④ 直近の額を証明する書類(年金振込通知書等)の写し
老齢退職年金の給付を 受けている方 (資格喪失後に申請する場合)	① 老齢退職年金の年金証書の写し 又はこれに準ずる書類の写し② 給付額と支給開始年月を証明する書類の写し③ 直近の額を証明する書類(年金額振込通知書等)の写し

- ※年金額に変更があった場合は、「年金額改定通知書」をご提出ください。
- ※必要に応じ、別途添付書類の提出をお願いする場合もありますのでご了承ください。

保険給付金の振込先について

- 振込先が被保険者(申請者)の口座の場合は、⑱のみ記入してください。
- 給付金に関する受領を代理人に委任する場合は、⑩の委任状が必要となります。委任状の「事業主の選定した保険給付金受領代理人」、「その他の代理人」のいずれかにチェック図を入れ、

[事業主の選定した保険給付金受領代理人口座へ振込を希望する場合]

- ・被保険者の住所、氏名を記入してください。
- ・あらかじめお届けいただいている保険給付金受領代理人口座へのお振込みとなるため、⑱の記入は不要です。

[その他の受領代理人へ振込を希望する場合]

- ・被保険者の住所、氏名を記入してください。
- ・受取代理人情報の代理人住所・電話番号・代理人氏名を記入してください。
- ・18に受領代理人の口座を記入してください。

事業主の方へ

- ⑩の申請期間が被保険者の資格を喪失した後の期間であるときは、事業主の証明は必要ありません。
- ②の期間に報酬が支払われている場合には、②「はい」にチェックを入れ、支払った報酬の名称(有給休暇、通勤手当等)、支給対象期間、支給額、算出式を記入してください。
- ・ 備考欄の該当するものを○で囲み、金額、復職状況を記入してください。社会保険料を事業主が負担している場合は、②へ報酬として記入してください。
- 書類作成日が証明日となります。必ずご記入ください。 ※@の期間を過ぎてから証明してください。

【添付書類】

第1回目の申請

及び

第2回目以降であっても、

- ・一部でも報酬の支払がある場合
- ・申請期間が継続していない場合

申請期間にかかる

- ① 出勤簿(写)
- ② 賃金台帳(写)
- ※欠勤控除が翌月以降になる場合は、欠勤控除が行なわれた月の

賃金台帳(写)が必要です。

- ※添付していただく出勤簿(写)には、「出勤」・「有給休暇」・「欠勤」等、勤怠の表示が必要です。
- ※必要に応じ、別途添付書類の提出をお願いする場合もありますのでご了承ください。

医師の方へ

- ②「労務不能と認めた期間」については、治療期間でなく、当該被保険者が②の傷病により療養のため労務に 就くことが不能であると認めた場合にのみ、ご記入くださいますようお願いします。
 - また、証明日以前の期間を記入してください。
- ③は「症状及び経過」、「労務不能と認められた医学的な所見」をなるべく詳しく記入してください。 手術をした場合は、手術の名称と手術年月日を記入してください。
- ②人工透析または人工臓器等を装着したときは、実施日または装着日を記入してください。 なお、人工臓器等を装着したときは、「人工臓器等の種類」の該当箇所にチェックを入れてください。

健康保険の給付を受ける権利は2年間で消滅します。

傷病手当金の時効の起算日については「労務不能であった日ごとにその翌日」となります。